

第6期知多北部広域連合介護保険事業計画(平成27～29年度)

計画の策定に伴い、65歳以上の第1号被保険者の皆さんに納めていただく介護保険料を改定しました。

介護保険料が年金から天引き(特別徴収)されている方は、前半(4・6・8月)の保険料を2月分に天引きした額と同額で天引きします(仮徴収)。10月からの本徴収分の通知は、前半の保険料とあわせ「平成27年度保険料額決定通知書」を7月に送付します。

前半と後半(10・12・2月)の保険料に大きな差が生じる可能性がある方は、6月と8月の金額を調整し平準化する場合があります。該当する方

には、4月中旬に変更通知書を送付します。また、新たに65歳になった方や転入した方のうち、年金被保険者(日本年金機構、共済組合など)から知多北部広域連合に連絡があった方は、特別徴収に切り替えますので、その都度通知します。

詳細は、知多北部広域連合ホームページ(☎<http://www.chitahokubu.or.jp/>)または問い合わせ先へ

●問い合わせ

- ・知多北部広域連合 事業課
- ☎052-689-2261
- ・役場 福祉課 内線124

●改定された介護保険料

所得段階	対 象	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者であり、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5	30,400円 低所得者軽減 公費負担 3,000円 本人負担 27,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75	45,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	45,600円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がおり、本人が市町村民税非課税者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	54,700円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がおり、本人が市町村民税非課税者で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	1	60,800円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	73,000円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.3	79,100円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.5	91,300円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.7	103,400円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.8	109,500円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	1.9	115,600円

町高齢者プール等施設利用料助成

平成27年度の町高齢者プール等施設利用助成事業は、12月28日まで引き続き実施することとなりました。助成券は、福祉課で申請してください。

●申請期間 平成27年4月1日～12月28日

●枚数 1人30枚まで

●補助額 1回(1枚)あたり150円

●助成対象施設

- ・東部知多温水プール
- ・あいち健康プラザ温水プール
- ・あいち健康プラザトレーニング施設
- ・あいち健康プラザ温泉もりの湯

●問い合わせ 福祉課 内線124